平成２６年（フ）第１０４６号
横浜市西区霞ケ丘39番地９　リーフコート霞ケ丘201号
債務者　佐藤　重美
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０７号
山口県周南市野村３丁目２番11号　野村ハイツＢ―201号、前住所山口県周南市慶万町６番30―201号
債務者　舎川　雄一
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清木　敬祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県安八郡輪之内町中郷新田2444番地の４
債務者　杉山　一宏
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀部　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月15日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
北海道旭川市春光１条７丁目３番53―609号市住3609号
債務者　小松左恵子
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３１号
北海道夕張郡栗山町中央４丁目326番地
債務者　相馬　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第３７号
北海道岩見沢市朝日町33番地37
債務者　池田　啓介
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５２号
北海道室蘭市八丁平５丁目32番４号
債務者　和賀　京子（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
北海道室蘭市高砂町４丁目31番４号　コーポＭｉｏ、前住所北海道室蘭市本輪西町２丁目20番１号
債務者　山田　真弓
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
岩手県八幡平市柏台３丁目５番４―201号市営柏台第１コミュニティ住宅
債務者　松井美佐子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１７２号
岩手県滝沢市鵜飼鰍森４番地75
債務者　長野馨こと　都　　馨子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５７号
群馬県太田市吉沢町3964番地44
債務者　川井　亮一
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2340番地17、前住所群馬県太田市牛沢町969番地15
債務者　関矢　　聡
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第９０号
群馬県太田市末広町557番地30、前住所埼玉県加須市川口２丁目22番地６
債務者　ＩＺＥＫＩ　ＲＥＧＩＮＡＬＤＯ　ＭＡＲＴＩＮＥＳ
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第３６号
新潟県上越市佐内町24番６号
債務者　清水淳一郎
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４４号
新潟県上越市東本町２丁目２番２号
債務者　笹井　浩司
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第６２号
岐阜県土岐市駄知町2524番地の12　桜台マンション103号
債務者　三浦みつ子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１５０号
愛知県岩倉市下本町真光寺73番地２
債務者　鵜口　晴子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部